

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 1 0 月 1 日
担 当 課	学務課

契約業者名・住所	乾法律事務所 弁護士 吉田 眞一 千葉県流山市南流山 6 丁目 9 番 25 号
工事等の名称	松戸市立学校法律相談に関する弁護士顧問契約
工事等の場所	松戸市教育委員会の指定する場所
種 別	法律相談
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	月額 1 1 0 , 0 0 0 円
工事等の概要	松戸市立学校法律相談に関する弁護士顧問契約
随意契約の理由	平成 2 5 年度より開始した学校相談は、選任弁護士による松戸市立学校の法的な問題について、専門的見地から助言を受けることで、学校の適正な管理運営に資することを目的としている。 上記弁護士は、学校事故・少年審判・離婚やそれに伴う子の権利に精通していること、また松戸市立小学校・中学校及び高等学校の状況に精通しており、法律相談に関して、知識・経験ともに豊かであるなどの特徴を有している。 上記の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し随意契約とする。